

【重要】指定ごみ袋について（大崎圏域住民の皆様へ）

中東情勢の影響を受け、全国的に原材料（石油化学製品）の調達が不安定な状況にあります。これに伴い、大崎地域広域行政組合においても、各販売店へ安定的に指定ごみ袋を供給することが困難となっております。大崎地域圏域（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）住民におかれましては、指定ごみ袋の過度なご購入はお控えいただくとともに、以下の対応をお願いします。

指定ごみ袋を購入できない場合は、**中身が見える市販の透明・半透明の袋**でご家庭のごみを出すことができます。

実施期間：**4月20日(月)から5月19日(火)までの1か月間**

使用できる袋：**中身が見える市販の透明・半透明の袋**（30L～45Lサイズ）

燃やせるごみ：袋に「燃やせるごみ」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒ 収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒ 収集しません



プラスチック：袋に「プラスチック」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒ 収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒ 収集しません



✓ 30L～45L以外の袋は不可

✓ 他自治体の指定ごみ袋は不可

✓ 持ち手の有無はどちらでも可（中身が出ないようにしっかり縛ること）

問い合わせ先：大崎地域広域行政事務組合 業務課（電話番号：0229-25-8867）

大崎市市民協働推進部 環境保全課（電話番号：0229-23-6074）